

障害のある人を対象とする会計年度任用職員任用条件提示票

宮島ボートレース企業団

勤 務 場 所	宮島ボートレース企業団（広島県廿日市市宮島口一丁目 15 番 60 号）	
申 込 資 格	次に掲げる手帳等の交付を受けている人 (1) 身体障害者手帳 (2) 療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 (3) 精神障害者保健福祉手帳 ※年齢・学歴は問いません。	
申 込 資 格 (企業団の条件)	地方公務員法第 16 条に定められている次の各号のいずれにも該当しない人 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人	
業 務 内 容	一般事務補助（一般事務の補助等に関する業務） ・伝票作成（給料、旅費、交際費、備用品等） ・各種申請手続き（庁舎使用、通行証、駐車場使用等）の受付及び許可証の発行事務 ・来賓証の更新 ・来客用記念品の詰め合わせ等の準備 ・ホームページに寄せられた意見・要望の取りまとめ・回答の返信 ・「サービス産業動態統計調査」の回答 ・旅行命令簿に基づき、行程表の作成及び旅費の計算事務 ・電話の取次ぎ、簡易な問い合わせへの対応 ・書類・伝票等のファイリング業務 ・簡易な資料の作成 ・その他庶務業務（郵便の回付、消耗品の管理、清掃等）	
勤務時間等	勤 務 時 間	1 週間につき 30 時間（4 週間につき 120 時間）を基準とする。 4 週間につき 16 日、1 日につき 7 時間 30 分の勤務を基準とする。 勤務時間 9 : 00 ～ 17 : 30 ※休日勤務 レース開催により勤務する場合あり
	休 憩 時 間	1 時間 12 : 00 ～ 13 : 00
	休 日 等	週休日 規程の定めにより 4 週ごとの期間につき 12 日 休 日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日）
休 暇	特別休暇及び年次有給休暇※付与の条件・日数等は例規の定めによる。	
給 与 等	給 料 の 額	月額 151,587 円～155,070 円（令和 8 年 4 月現在）昇給あり
	期 末 手 当	年 2 回（6 月、12 月）支給率 4.65 月分／年 ※注）
	通 勤 手 当	月額とし、金額等は職員の例による。
	時間外勤務手当	給与関係の条例、規程の定めるところにより支給
	休日勤務手当	給与関係の条例、規程の定めるところにより支給
各 種 保 険	健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、災害補償あり	
任 用 期 間	令和 9 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日	
そ の 他	任用、服務等に関しては、会計年度任用職員に関する例規等の定めるところにより、これによることができないものは、職員の例による。 相談窓口：経営管理課 総務職員係	

注）任用までに関係条例、規程等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。